

大分大学理工学部技術部運営委員会細則

平成29年4月1日制定
平成29年理工学部細則第12号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学理工学部技術部組織規程（平成29年理工学部規程第7号）第10条第2項の規定により、大分大学理工学部技術部運営委員会（以下「運営委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 技術部の管理運営の基本方針に関する事項
- (2) 技術部の点検及び評価に関する事項
- (3) その他技術部長が必要と認める事項

(構成及び任期)

第3条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 技術部長
- (2) プログラム長
- (3) 研究クラスター長
- (4) 総括技術長、副総括技術長、総括技術長補佐及び各技術室の技術長
- (5) 事務長
- (6) その他技術部長が必要と認める者

2 前項第6号の委員は、技術部長が指名する。

(任期)

第4条 前条第2項の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 運営委員会に委員長を置き、技術部長をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 運営委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の3分の2以上をもって決する。

(議事の特例)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより会議を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決をすることができる。

2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において「出席した委員」とあるのは当該議事に参加した者とする。

3 第1項の場合において、委員長は、当該議事の結果について委員が出席して開催される次の会議において報告しなければならない。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第9条 運営委員会の事務は、理工学部技術部において処理する。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、学部長が別に定める。

附 則

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年理工学部細則第1号)

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年理工学部細則第4号)

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年理工学部細則第11号)

この細則は、令和5年4月1日から施行する。